

2019 暮らしのサポーター通信(12月号)

こんなハガキにご注意ください！！

実在する業者名で未払い通知が届いています！

困ったとき、心配
になったときは、
消費者ホットライン
188いややに
お電話を！
最寄りの消費生活
センターをご案内
します。



くらサポ川柳

みんなで
防ごう
高齢者事故

冬はお餅の窒息事故、入浴中の溺水事故が起きやすい季節です。

お餅は小さく切る、先にお茶などを飲んで喉を潤しておく等が有効です。

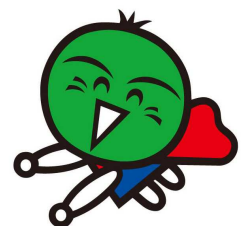
入浴中の溺水事故を防ぐためには、血圧の急激な変動をおこさないよう、寒暖差を小さくする、食後・飲酒後・医薬品服用後の入浴は避ける等に注意しましょう。

(編集担当)

これまでの架空請求ハガキは「法務省」や「訴訟通知センター」等の公的機関のような名称をかたり「未払い料金がある」と送られてくるのがほとんどでしたが、最近、「債権回収会社から未納料金があると圧着ハガキが届いたが覚えがない」「カタログ通販会社から、支払いの確認がとれていないとのハガキが届いたが未払いはない。どうすればいいのか」との相談が多く寄せられています。

ハガキに発送元として書かれていた業者の社名、住所、法務省許可番号は実在する業者と同じで、一見本物のように見えますが、電話番号は違っており、安易に問い合わせると個人情報聞き出されたり、お金を請求されたりすることがあります。

心当たりのない不審な郵便物が届いた場合は、お近くの消費生活センターに相談しましょう。番号が分からない場合は消費者ホットライン「188」にお電話ください。



国民生活センター「見守り情報」から

深刻な高齢者の消費者被害！見守りで防止しましょう！

＜全国の消費生活センター等に寄せられた相談内容＞

叔母が「通帳に3千円しか残っておらず生活費がなくなった」と私の母に相談してきた。母と一緒に叔母の家に行くと、化粧品が山のようにあった。書類等を調べると、長期間に渡って契約していたようで、約5百万円も支払っていた。

叔母によると、担当から「こちらが質問すること全てに『ハイ』とだけ言うように」と言われ、契約を強要されていたという。（80歳代 女性）



＜ひとこと助言＞

・高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入させられていたという相談が寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額支払い後だったというケースも見られます。

・このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、なるべく頻繁に連絡を取っておき、帰省の際などには不審な書面や、大量の商品、困っている様子等がないか確認するようにしましょう。

・少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう。家族や周囲の方も相談できます。

【ご登録ください！】※期間限定です

消費者行政新未来創造オフィスでは、「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会」において、若者のコミュニケーションツールとして定着しているSNSを活用した消費生活相談の実現可能性を検討しています。

次のとおり、徳島県において無料通信アプリ「LINE」を活用した相談対応が試験的に実施していますので、ぜひ御登録＆御家族などにお知らせください。

実施期間：令和元年12月16日（月）～令和2年1月18日（土）

（毎週火、日曜日、12月29日～1月3日、13日を除く）

相談時間：16時～20時

★友だち登録はこちらのQRコードを読み込んで下さい ⇔⇔





お知らせコーナー

【啓発活動に御活用ください！】

消費者啓発に次の資料をご要望の際は、消費者情報センター（088-623-0612）または徳島県消費者協会（088-625-8285）まで、お申し出ください。

【チラシ・冊子】

- ・あなたは大丈夫！？
- ・気づいてつないで守る高齢者の消費者トラブル
- ・困ったときは、すぐ相談！！
- ・気をつけて！悪質業者は若者を狙っています！
- ・ちょっと待って！！その電話・メール詐欺かも！？
- ・消費生活見守り手帳（あなたは大丈夫！？）



【DVD】 ※消費者協会より貸出可

事例で学ぶ！高齢者を狙った詐欺・悪質商法の手口と対策	(株)東京法規出版 監修/弁護士 村 千鶴子	35分
なぜ騙されるのか？ 高齢者を狙う悪質商法・詐欺に対処するには	東映(株) 教育映像部 監修/弁護士 村 千鶴子	23分
林家木久扇・木久蔵のだまさいれちゃいやーん！ 高齢者を狙う 詐欺・悪質商法	東映(株) 教育映像部 監修/弁護士 村 千鶴子	30分
断るチカラの磨き方 心の隙を狙う悪質商法 知的障害や発達障害がある方へ（練習編付き）	東京都消費生活総合センター	27分
私は、だまされない！？ ～悪質商法の被害を防ぐ鉄則集～	東京都消費生活総合センター	24分
高校生・若者向け リーガル★レッスン 民法と契約の基礎を学ぶ	東京都消費生活総合センター	32分
明日のためのクレジット活用法 ～賢い大人のカード利用術～	東京都消費生活総合センター	24分

◆くらしのコラム◆

験を担ぐ ～ 茶柱が立つ、も～

県内の人形座の演題は「傾城阿波の鳴門順礼歌の段」に次いで「壺坂靈験記 山の段」が多いと思える。これは西国三十三ヶ所観音霊場第六番札所として知られる壺阪寺がモデルのようだ。

ここでの“験”とは、仏教の修業や祈祷の効果、ある行為を積み重ねたことにより現れる不思議な効果、薬の効き目と言った意味が辞書には載せられている。壺坂靈験記の験とはこの意味である。

「験を担ぐ」の験の意味は、上に記したようになんとか不思議な力である。「担ぐ」とは「気にする」と言う程度の意味。「縁起を担ぐ」と使われ方も意味も差は見られない。

よい前兆だとか悪い前兆であるとかを気にするのは人の常？。

くらしのサポーター 三原茂雄

◆絵手紙◆



くらしのサポーター 福谷 洋介

●サポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

